

著作物利用に関する規則

2009年2月2日施行
2011年10月12日改訂
2016年3月22日改訂

(会員著作物)

第1条 会員が協会の刊行物、印刷物、講演会資料、講座テキスト等の配布物（以下、併せて、「刊行物等」という。）及びウェブページに掲載するために作成する著作物（以下「会員著作物」という。）は当該会員の著作物とする。ただし、作成者全員の同意があるときは、協会が著作者となることをさまたげない。

(著作物の利用)

第2条 協会による会員著作物の利用の範囲及び方法は、別紙基本様式「著作物利用に関する同意書」において個別的または包括的に定めるものとする。ただし当該同意書の内容は、個別事情により、基本様式の趣旨を逸脱しない範囲で適宜変更することをさまたげない。会員以外の作成者による著作物及び会員と会員以外の作成者による共同著作物の利用についても同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、協会の機関誌等の定期刊行物に掲載するために作成される会員著作物については、協会は、前項の同意書を要することなく、無償にて、当該著作物を当該定期刊行物及びその再録刊行物に複製し、展示し、配布し、協会のウェブページに掲載し公表することができるものとする。

(権利保護表示)

第3条 協会の刊行物等には著作者表示及び「無断複写転載禁止」等の権利保護表示を付す。

(基本様式)

著作物利用に関する同意書

日本ライセンス協会 殿

著作物の表示： _____

著作者氏名： _____

私は、上記著作物（以下「本著作物」）の著作者であり、かつ、著作権者であること及びその利用につき、下記特記事項に記載する以外には、第三者からの別途許諾を要しないことをここに言明したうえ、日本ライセンス協会（以下「協会」）が本著作物を、下記に私が「同意する」に○を付した利用方法で無償にて利用することに同意します。

A. 機関紙等掲載原稿の場合

(1) LES JAPAN NEWS _____ に掲載し、複製し、展示し、配布すること。

同意する / 同意しない

(2) 協会の将来の刊行物に再録し、上記（1）と同様に利用すること。

同意する / 同意しない

B. 講義、講演資料、講座テキストの場合

(1) _____ の資料 / 教材として複製し、展示し、配布すること。

(2) LES JAPAN NEWS に掲載される私の講演の要約報告において引用、利用すること。ただし、要約報告は私の校閲を受けることを条件とします。

同意する / 同意しない

A、B 共通

協会のウェブページに掲載し、公表すること。

(アクセス制限等を希望される場合、特記事項にご記入ください。)

同意する / 同意しない

同意に関する特記事項：

_____年____月____日

住所 _____

著作者 _____ 印